

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税額に加算される項目と控除できる項目

Q：相続税を計算する場合、財産取得者と被相続人との関係や年齢等により、税額に加算したり、税額から控除する制度が設けられていると聞きました。具体的にはどのような項目があるのでしょうか。

A：

(1)加算される項目（2割加算）

財産を取得した者が次に掲げる者以外の場合

- ①被相続人の1親等の血族（代襲相続人である孫を含みます。）
- ②被相続人の配偶者

(2)控除できる項目

相続税の税額控除には、次のようなものがあり、①から⑥の順序にしたがって控除されます。

①贈与税額控除

被相続人から相続前3年以内に贈与を受け、相続税の課税価格に加算された場合

②配偶者に対する税額軽減

被相続人の配偶者が財産を取得した場合

③未成年者控除

相続人が未成年者の場合

④障害者控除

相続人が心身障害者の場合

⑤相次相続控除

前の相続から、10年経過前に再び相続があった場合

⑥外国税額控除

外国にある財産を取得し、その所在地国でも課税された場合

